

近世近代の山伏山町の天王講と法要会

東 昇

1. 天王講と祇園祭

山伏山町において、近世から近代にかけて長期間続く講会として天王講と法要会がある。天王講は祇園祭関係、法要会は近江屋與兵衛一族等元住人の法要を行う会である。

まず天王講について、講中の文政3年(1820)～明治8年(1875)の運営記録である「天王講算用帳」(引出 1-24) から詳しく実態が判明する。最初に「定」として3ヶ条が記される。

一天王講久敷致退転在之候処、今般致再興候事

一講日定日正月・五月・九月二定之、正月二者祇園社へ半御供致献上、三ヶ度共御千度相勤可申候事

一入講之節枕掛金百疋取之事、其後講毎々掛銀式匁宛行事へ受取可申事
但不参二而も掛銀取之候事

内容は、天王講は再興である、年に3回千度、正月は祇園社へ半御供を実施、新規加入者の規定である。つぎに「行事順番」として、柊屋源兵衛他24名の名前が記される。文政3年正月22日から始まり、まず収入は、「下地有銀」として現在高1貫254匁、銀50目(25人×2匁)、初入や売得金、貸付金の利息等計1貫812匁である。支出は、祇園社への半御供6匁、にしめ・酒・茶・小豆餅代、1貫760匁を貸付、残20匁となった。初回はこれまでの蓄積金を元手に貸付が主である。この天王講の案内版木(引出 4-11)には「一來ル◆日天王講◆会目於当町会所相務申度候間、乍御苦勞様正五ツ時方御入来可被下候、尤掛金壹枚分金式歩宛御持参可被成下候、右御案内迄如斯御座候以上、◆月、山伏山町」とある。◆部分は空白であり、月日、会数に数字を書き込めるようになっている。講会は町会所で正5ツ時にはじまり、掛金は1枚あたり金2歩とある。掛金は文政3年段階では銀2匁であるので、おそらくこの版木は再興前に使用されていたと考えられる。

2回目の同年5月は掛銀50目を主として収入85匁、にしめ・酒・茶・小豆餅代21匁、残64匁である。続いて貸付金の返済・利息収入が513匁、これを元手に毛氈4枚新調、提灯張替、鯨細工腰板直し、御太刀・差添直し、晒木綿、計331匁を山関係に使っている。翌年5月には同じく貸付金の返済・利息収入857匁となり、唐櫃合羽かり賃、神号表具直し、御斧塗り直し、町中提灯の張替を行っている。文政5年正月から掛銀100文に改定、24人分で21匁なので半分以上になる。6月には返済・利息収入2貫244匁となり、前幕のへりの猩々緋御切代、御山の埒と大工手間料、御山の棒塗り直し、前掛の裏木綿・縁縫・金物、材木代など2貫406匁と大規模に山を新調・修理した。そのため不足62匁は町内箱より寄進となった。文政6年5月には木村・長谷川から5両寄付があり、猩々緋

と仕立代、左右綴裏地を整え、再び不足となり町内箱より寄進とした。文政8年から祇園祭関係の地之口供料を天王講箱へ収めることになった。文政9年6月には、見送の房・裏・仕立・箱、傘張替代等740目を支出する。この文政3～9年の間に、天王講の貸付金の返済・利子を元手に、山伏山の道具を新調・修理していることがわかる。これ以降、まとまった事項は記載されず、この時期で完了したといえる。いいかえれば、道具の整備のために天王講を復活した可能性もある。

その後、文政13年には行事・勘定の2名体制となり、毎年祇園社への御供と酒食代が続く。天保14年(1843)町の「新定建」(2-33、史料翻刻⑨)では、「正五九月御千度、早朝方社参」、掛銭100文、小豆餅400持参、茶代200文、重箱2組2貫文と支出金額が定められる。天保の改革の影響か、天保14年から正月のみ酒を出すに変更した。慶応2年(1866)に「御千度入用控」と改称し、23軒300文の掛銭となる。この掛銭は慶応3年200文、慶応4年5月には家持24軒300文に借家9軒が加わり半分の150文を出している。この時は棒鱈、竹の子、きうり、みそ等品目が増えた。明治2年には酒肴米入用は行事が準備することになり、その後、費用を家持、借家の軒数で分割している。明治8年3月には御千度用道具として、重箱・銘々盆・山中盆・チロリ・酒猪口などが列記され大切に扱うようにとある。

天王講は、明治6年11月11日掛金から貸付金の利息等を引いて各人へ割り戻した(引出5-33)。明治24年8月25日「御山修繕有志記名録」(4-45-3)には、今回の山修繕には、御山修繕積立講の満講金を使用する、山修繕積立金「規則」(4-45-4)には、当町限りの積立講を結び毎月1枚1円を集めるとある。また「神事集帳」(4-6)では、明治31年3月町講は満期割戻され、31年度より神事費は地価金を高割し、借家は家主・借主折半するよう取り決めている。このように山修理・祇園祭関連費用は、江戸時代から続く講金から、明治31年以降の地価基準に変化していく。

2. 近江屋與兵衛と法要会

法要会は昭和14年(1939)『明倫誌』「町の祀堂」によると、近江屋與兵衛一族他、町の元住人の法要を営み、町内で出金して維持会を作り利殖で法要を維持、元金は返済し株券を運用、誠に麗しい活動と紹介されている。法要は「年廻留」(T2-156-1)にまとめられ、3代目與兵衛が22歳で死去した文化14年(1817)から大正3年までの記録である。最初に天明3年に死去した初代の伴他一族9人の戒名が記される。文政12年の3代目與兵衛13回忌では、與兵衛が若死にしたので相続人・供養者がなかった。天保9年には位牌と200目を地藏堂へ預け、その利息を堂守へ渡した。明治3年には町則を改正し年忌は5月1日から12日まで年1回に変更したとある。この近江屋の一件は、文政2年5月10日「乍恐済状」(2-2)によると、近江屋本家が分家與兵衛家相続に関して山伏山町と調整していたが、山伏山町が本宅の家賃を預かり利息で年忌法要を行っており、今後は本家分家関係を解消し家屋敷・金銀・道具、相続について町で自由にしてもよいとの結論になった。

大正4年(1915)「第弐号法要記」(4-16)には、「法要会」設立の由来が記され、近江屋は先祖代々の法要を町へ依頼、施餓鬼を中堂寺へ依頼し町住人が参詣してきた。その後、熊谷氏も同様に依頼し承諾したとある。昭和7年には近江屋先祖150回忌が実施されている。このほか、寛政11年(1799)に出版された『永代過去帖』(3-78)は、記入可能な位牌と升目枠が印刷され、近江屋の関係者の位牌と回忌が一目で判別できるようになっており、文化11年に山本氏が作成したとある。以上の文書は、明治7年「町用役向諸帳面控」(2-115)にも、31番「江州屋與兵衛殿」の年廻留帳と過去帳として記録されており、町の文書として位置づけられている。そして法要会は『明倫誌』が編纂された昭和14年まで120年間継承された。